

第105号

2006

Nov.

11

THE KIZUNA

いとご増刊

<http://www.eonet.ne.jp/~asn/>

社団法人日本自閉症協会  
奈良県支部ニュース

発行人：社団法人日本自閉症協会  
石井哲夫  
編集人：社団法人日本自閉症協会  
奈良支部  
支部長&事務局：河村舟二  
〒639-1005  
大和郡山市矢田山町 84-10  
購読料1部 100円  
会員は会費に含まれています。

# 第8回日本自閉症協会顕彰事業作品募集

## 第8回日本自閉症協会顕彰事業～自閉症支援実践賞～ 作品募集要綱

障害がありながらも、その潜在的な能力を引き出し、生きがいのある魅力的な人生を送っている方がたくさんいると同時に、その方々をサポートしている人々もたくさんいます。自閉症児者の指導・支援に関わっている人達の実践を広く紹介し、自閉症という障害のある人への支援に役立てようと考えます。

### 【募集内容】

学校・地域・家庭・職場での教育・交流・協力などの実践や、教材教具の研究開発など支援上有効と思われる活動や、絵画・彫刻・陶芸・音楽・その他の芸術部門で、優れた作品等を作り出している障害児者（自閉症・発達障害等）を指導・支援している活動の報告を募集します。

### 【応募資格】

自閉症児者の幸せを願う、施設・作業所の福祉援助職員及び教員や地域での援助者と、芸術部門で障害児者に対して指導・支援している者などで、最低1年以上継続的に指導・支援に取り組んでいる関係者のすべて。

### 【応募規定】

療育、教育、福祉部門

- ・ A4 5枚以上～10枚以内（ページ40字×30行）  
（字数を超えると選外になります。）
- ・ 写真・図表は原稿に貼りつけ
- ・ テキストファイル、word、一太郎で作成
- ・ 未発表のもの

・ 活動内容によってはビデオ、DVD等の提出も可。ただし10分以内に編集すること。

芸術部門

芸術部門にご応募の方は、事前に芸術部門応募用紙と応募規定詳細をご請求ください。

- ・ 作品の写真、または活動の全容が分かる写真。2L サイズ2点、または同サイズで画像を取り込んだプリントアウトも可。（芸術部門応募用紙に写真を添付）
- ・ タイトル、制作年、素材、サイズを記入。（芸術部門応募用紙に記入）
- ・ 他の展覧会等での入選歴が無い作品。
- ・ A4 5枚程度の活動報告、作品の解説等（ページ40字×30行）
- ・ テキストファイル、word、一太郎で作成。
- ・ 活動内容によってはビデオ、DVD等の提出も可。ただし10分以内に編集すること。

### 【提出物】

- ・ 応募票
- ・ 打出し原稿
- ・ フロッピーディスク
- ・ 芸術部門応募用紙（芸術部門のみ）

### 【問合せ先・応募先】

〒104-0044 東京都中央区明石町6-22 ダヴィンチ築地2 6F

社団法人 日本自閉症協会 顕彰事業係

TEL 03-3545-3380 / FAX 03-3545-3381

E-mail : asj@autism.or.jp

### 【賞】

いとご賞（療育、教育、福祉部門）1篇（賞状・賞金 10万円）  
かがやき賞（芸術部門） 1篇（賞状・賞金 10万円）

【募集期間】

平成18年6月1日～11月30日

E-mail/FD(TEXT)/FAX での応募も可

【発表】

平成19年3月、機関誌「いとご」で発表します。また、社団法人日本自閉症協会第19回総会にて入賞者の皆様へ表彰式を行い、作品発表会を行ないます。

また、芸術部門での受賞作品については、対象となった障害児者の芸術作品等の展示を行なうことがあります。

【主催】

社団法人日本自閉症協会

【後援】（予定）・全国特殊学校長会・全国情緒障害教育研究会・発達障害療育研究会・（社福）全日本手をつなぐ育成会・（社福）全国重症心身障害児（者）を守る会・（財）日本知的障害者福祉協会・全国自閉症者施設協議会

させていただきます。

- 1) AC公共広告機構支援キャンペーンの費用
- 2) ポスターやちらしの作成費用
- 3) その他、自閉症のことを理解していただくための取り組み

□ 募金の方法 □

募金にご協力いただける方は、全国の各支部窓口が設置する募金箱または次の口座へお振込をお願いいたします。

（郵便振替口座）00190-0-174607

（加入者名） 社団法人 日本自閉症協会

「自閉症」理解と支援のキャンペーン

<http://www.autism.or.jp/rikai06/rikai-2.htm>

取得日 2006/11/05 16:44:25

<AC公共広告機構 支援キャンペーン 実施中!>

□ 支援キャンペーンの対象に選ばれました □

ご承知のとおり、AC公共広告機構は、広告のもつ強力な伝達力や説得機能を生かし、社会と公共の福祉に貢献することを目的として活動を展開しています。

当協会が、「自閉症」についての理解を広めたいとの考えで応募したところ、その重要性、必要性についてご理解をいただくことができ、2006年7月より支援キャンペーンの対象に採用され全国123社の新聞に掲載されています。

「自閉症」理解と支援のキャンペーン

<http://www.autism.or.jp/rikai06/rikai-1.htm>

取得日 2006/11/05 16:44:05

<募金のお願い>

□ 募金の主旨 □

「自閉症」という障害をご存知ですか？

本人や家族は多くの困難を抱えて地域で暮らしていますが、見た目では障害がわからないため、誤解されることも多い障害です。多くのみなさまにご理解いただき、また障害のある本人にもわかりやすい環境を整えることができれば、「自閉症」という障害があっても、街の中で共に学び、働き、暮らしていくことはもっと容易になると考えています。

当協会は従来から「自閉症」という障害について知っていたことが大切だと考え、さまざまな取り組みをしてきましたが、本年度はAC公共広告機構の支援キャンペーンで「自閉症」を取り上げていただき、新聞に大きく掲載されることとなりました。これに合わせて、ポスターの掲示やホームページに掲載する情報を充実させて、全国で「自閉症」理解と支援のキャンペーンを行うことといたしました。

この取り組みにご賛同いただき、募金活動へのご協力をいただきたく、みなさまのご理解とご支援をお願いいたします。

□ 募金の使途 □

みなさまから頂戴いたしました大切なお金は次のように使わ

□ AC公共広告機構に掲載されている広告の内容 □

AC公共広告機構のホームページを開き、「広告キャンペーン」→「本年度支援キャンペーン」と選択していただきますと、日本自閉症協会のキャンペーンポスターの内容をご覧いただくことができます。

「自閉症」理解と支援のキャンペーン

<http://www.autism.or.jp/rikai06/rikai-3.htm>

取得日 2006/11/05 16:44:38

<自閉症についての誤解と困難>

・・・こんなことで困っています・・・

以下は、「自閉症」のことをご存知ではない方に、わかりやすく説明することに力点を置いて記載しています。

また、同じ障害でも人により違いがありますので、すべての自閉症の人が同じ状態ではありません。ご留意の上、ご覧ください。

□ 外見では障害がわかりません □

「自閉症」は脳の機能障害であり、外見では障害がわかりません。

□ 知的障害のある人となない人、話のできる人とできない人など、人により大きな違いがあります □

「自閉症」は発達障害の一つであり、「知的障害」とは別の

障害です。

「自閉症」の人には、「知的障害」のある人と、ない人がいます。「言葉」についても、普通に話のできる人から、全くできない人まで、人により大きな違いがあります。

□ 言葉によるコミュニケーションでよくあること □

「自閉症」の人には「コミュニケーションの障害」や「社会性の障害」があるため、他の人とのやりとりにおいて誤解されるようなことがよくあります。

言葉ができる「自閉症」の人の場合は、話しができるのでわかっていると思われがちですが、例えば、次のようなことに気をつけることが大切です。

◎ 一度にたくさんを言われると理解できないことがあります。

「〇〇」と「△△」と「□□」に気をつけて・・・と一度にたくさんをいうと理解できないことがあります。

伝えたのになぜ・・・わざと間違えたのでは・・・などと思われてしまうことがあります。わざと間違えたり、わからない振りをしているわけではありません。

一つずつ、短い言葉で話をしていただければ、理解できることが多くなります。また、文字のわかる人であれば、文字で、絵や写真のわかる人であれば絵や写真を使っただくと、理解しやすくなります。

◎ 抽象的なことについては、理解することが苦手です。

例えば、私達は何気なく、「それ」「あれ」「そんなこと」などの言葉を使います。

このような言葉が具体的に何を指しているのか、当事者間であればわかることが多いのですが、「自閉症」の人には大変にわかりにくい表現となります。「それ」ではなく「りんご」「えんぴつ」など具体的な表現で言っただけると、理解しやすくなります。

◎ 言外のことを理解し、話をするのは苦手です

その場の雰囲気や、その人の立場など、言外のことについて理解することは苦手です。

このため悪気はないのですが、不適切な発言をしてしまうこともあります。

もっとも、障害がなくても、その場の雰囲気については、人により感じ方が違いますので、誰にでも簡単なわけではありません。「自閉症」の人は障害のために、このようなことを理解することがより難しいということです。

□ 「親のしつけ」や「性格」が悪いわけではありません □

これまでに記載しましたように、「自閉症」の人には苦手なことがあり、障害のない人から見ると理解できないことがあります。これは親のしつけが悪かったり本人の性格が悪いからではありません。

障害のない人でも、運動が苦手であったり、数学が苦手であったりと、人により、得意、不得意があります。苦手なことは一

生懸命に勉強しても、得意なことと比べると、なかなか上手になりません。

「自閉症」の人は、「障害」のためにとても苦手なことがあり、この苦手なことを上手になるのはとても難しいことです。障害の状態は人により違いがありますので、努力を積み重ねてある程度はできるようになる人もいますが、大きな改善には至らない人も多くいます。

障害は病気ではありませんので、努力だけでなくなるわけではありません。「努力が足りない」ということではありませんので、ご理解をお願いいたします。

特典

自閉症ガイドブック乳幼児編をプレゼント!

(参考) 発達障害者支援法目的

この法律は、発達障害者の心理機能の適正な発達及び円滑な社会生活の促進のために発達障害の症状の発現後できるだけ早期に発達支援を行うことが特に重要であることにかんがみ、発達障害を早期に発見し、発達支援を行うことに関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、学校教育における発達障害者への支援、発達障害者の就労の支援、発達障害者支援センターの指定等について定めることにより、発達障害者の自立及び社会参加に資するようその生活全般にわたる支援を図り、もってその福祉の増進に寄与することを目

的とする。

キャンペーン内容

平成 16 年 12 月 3 日 念願の自閉症を対象とした「発達障害者支援法」が成立しました。

日本自閉症協会では、発達障害者支援法成立記念として、入会キャンペーンを行います。キャンペーン期間中にご入会いただいた方に、ベストセラーの自閉症ガイドブック乳幼児編をプレゼントします。

ぜひこの機会にご入会ください。

入会方法

下記事務局まで入会希望の旨をご連絡ください。入会は全国の49都道府県支部より加入いただけます。

支部の連絡先をお知らせしますので、支部で入会手続きをお願いいたします。

●講演会のお知らせ●

「アスペルガー症候群の支援者必須の  
ソーシャルストーリーズ」

近年、特別支援教育が広がりつつある中で、通常学校における自閉症スペクトラムの子ども達の対人関係上の困難が、彼ら自身の自尊心を育てる上でも特別支援教育を成功的に遂行する上でも、課題となっています。

機能の高い自閉症スペクトラムの人たちへ社会的なルールの学びを支援することは、将来の地域生活への適応にとって非常に重要な鍵です。

ソーシャルストーリーズとは、社交場のルールや社会性の発達を支援し、対人関係理解を向上させる教育技術で、キャロル・グレイが考案開発者であり、それいゆ相談センター長服巻智子をご本人より日本国内での伝達講習の許可を頂いております。

只今それいゆセミナーでは、全国の皆様方の熱いご要望にお答えすべく、今年度よりソーシャルストーリーズ入門の全国での開催を行っております。

また、来年度も今年度以上の各地開催を検討中で、今回はワークショップではごさいませ

んが、奈良県の皆様方へ社会性を育むソーシャルストーリーズのお話を服巻智子をご紹介させて頂きたいと存じますが、多くの皆様のご来場をお待ち申し上げます。

ドラマ「僕の歩く道」

現在火曜日、午後10時、関西テレビ（フジテレビ系列）で自閉症の青年をテーマにしたドラマ「僕の歩く道」の放送が始まっています。番組情報… 彼はまっすぐに純粋に生きています。彼はまっすぐにまっすぐに生きています。だから、たくさんの人にまっすぐに純粋に愛されるのです。ただそれだけです。ただそれだけのことが、今の世の中ではとてもとても困難です。そんな現代を生きる私たちは、知らず知らずのうちに身についたたくさんの不純なものを取り去るすべを思い出せなくなっているのです。でも彼の存在がそのすべてを取り去ってくれます。そしてその奥にあるはずの、昔私たちが一番大切にしていた純粋を思い出させてくれるのです。その彼、この物語の主人公は、先天的な障害により、10歳児程度の知能までしか発達しなかった31歳の自閉症の男性です。彼の言葉、彼の行動、彼の生きる姿がたくさんの周りの人たちを変えていきます。たくさんの周りの人たちが忘れていた何かを思い出させてくれます。そして、たくさんの周りの人たちに愛されていきます。

でも彼はそんなことすら知らずに、知ろうともせずに今日もまっすぐ、まっすぐ歩いていきます。自分の生きる道を。その彼の生きる姿を、淡々と心に染みるように、響くように奏でるそんなドラマです。（フジテレビHPより）

記

・講師 : 服巻智子  
・期日 : 平成18年12月3日(日)  
10:00 受付～ 16:00 終了予定  
・会場 : 奈良県橿原文化会館  
〒634-0005 奈良県橿原市北八木町3丁目65-5 電話 0744-23-2771

・定員 : 300名(先着順)  
・受講料 : 5000円  
・主催 それいゆ自閉症支援専門家養成センター  
・後援 (社)日本自閉症協会 奈良県支部

申込法: 下記宛にFAXまたはメールにてご連絡ください。  
※FAX及びPCメールでのみ受付いたします。(携帯メール不可!)

それいゆ相談センター  
それいゆ自閉症支援専門家養成センター  
TEL0952-36-8751 FAX0952-36-8752  
お問い合わせ E-mail は info@autism-soreiyu.com  
セミナーの最新情報の確認は <http://npo.autism-soreiyu.com>

キャスト●大竹輝明 … 草なぎ 剛●松田都古 … 香里奈 ●大竹秀治 … 佐々木蔵之介●大竹りな … 本仮屋ユイカ ●大石千晶 … MEGUMI ●三浦広之 … 田中 圭●堀田文二 … 加藤浩次 ●大竹真樹 … 森口瑤子●河原雅也 … 葛山信吾●大竹幸太郎 … 須賀健太●亀田達彦 … 浅野和之 ●古賀年雄 … 小日向文世 ●久保良介 … 大杉 連 ●大竹里江 … 長山藍子 スタッフ■脚本 橋部敦子■演出 三宅喜重 (関西テレビ) ■アソシエイトプロデューサー 石原 隆 (フジテレビ) ■プロデューサー 重松圭一 (関西テレビ) 岩田祐二 (共同テレビ) ■音楽 本間勇輔 ■制作 関西テレビ 共同テレビ 楽曲情報■主題歌 SMAP 「ありがとう」(ビクターエンタテインメント) フジテレビミュージック読売新聞の朝刊の試写室にも次のように紹介されていました。「面白そうで、身につまされると思いますが。自閉症の理解普及に役に立つこと期待します。「…自閉症の表現に関しては、・・「レインマン」など、過去の名作映画の踏襲にとどまっている感もある。しかし、そういった障害や周りで支えている人々の様子が、視聴者に身近な俳優らによって、より理解を促されるならば大きな意味がある。中でも、役に没入しているような草薙 (剛) の演技には目を見張るものがある」  
日本自閉症協会では、このドラマ放送の機会を「自閉症」理解と支援のキャンペーンに結びつけようと考えていま

す。以下本部事務局からの連絡です。

支部事務局さま：前略：いつもお世話になりありがとうございます。また「自閉症」理解と支援のキャンペーンへの数々のご協力に深く感謝申し上げます。

さて、先日、関西テレビにご挨拶に出向いた折に特別にご配慮をいただき、「僕が歩く道」の関西テレビ局内用のポスターを支部宛（49枚）頂戴することが出来ました。ポスターのサイズが少し大きいので、どこに貼るか悩ましいところですが、AC広告、ACポスター掲示（11月2日に支部事務局宛に発送予定）にあわせて、自閉症の理解啓発に役立てていただければ幸いです。各支部に一枚ずつの配布となりますので、地元の発達障害者支援センターなどに貼らせていただくなどでもよろしいかと思えます。各支部の状況に合わせて活用いただければ幸いです。尚、関西テレビのお諸によると、人気者のSMAP草彅さんさんのポスターですので、盗難にあったり、ネットオークションにかけられたりという事故があることもあるそうですので、協会で頂戴した分に関しては、通し番号をつけさせていただいておりますことをお断り申し上げます。では、「僕が歩く道」のポスターの活用をどうぞよろしくお願いいたします。草々

奈良県支部事務局に大きな草彅さんのポスター1部だけ届いています。（河村）11/1

「自閉症」理解と支援のキャンペーン

支部の皆さまへ

☆イエローリボン（ピンバッジ）について

昨日のフォーラムでは、イエローリボン運動が提唱されました。会場で販売されましたイエローリボンバッジの購入方法については、関西テレビより、先日、頂戴いたしました「僕が歩く道」のポスターとともに、本日、支部宛に購入申込書を送付させていただきますので、ぜひイエローリボン（障害のある人びとの、その人らしい自立と社会参加をめざす）の普及にご協力ください。週末のペアレントメンター養成事業の大阪会場でも受講者の皆さんにたくさん購入いただきました。ありがとうございます。

☆ACポスターの発送について

ACポスターにつきましては、先日、ご案内いたしました数で支部宛、11月2日に発送すべく手続きが完了いたしました。各地での掲示についてご協力のほどよろしくお願いいたします。尚、ポスターがお手元に到着いたしましたら、すでにお送りさせていただいておりますAC暫定版ポスターは破棄くださいますよう、よろしくお願い致します。

☆AAA（Autism Awareness Action）大作戦！

ACポスターの各地での掲示について、AAA大作戦！と名付けました。皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

#### ☆募金活動

支部の研修会や勉強会などで募金活動を開始していただき本当にありがとうございます。会員の皆さまの「自閉症」理解と支援のキャンペーンへの参画を引き続きお願い致しますとともに、会員や関係者のみでなく、広く一般市民の皆さんの間にも「自閉症」理解と支援のキャンペーンが広がりますよう、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

☆ 出直してよ！「障害者自立支援法」10.31大フォーラム日 2006/10/31(Tue)、東京、日比谷公園を中心に「出直してよ！「障害者自立支援法」10.31大フォーラム」が行われました。テレビでも報道されましたが主催者発表で15000人が集まり強くアピールしました。メイン会場の公会堂では関係団体の意見発表と国会議員を招いてのシンポジウムが行われました。総合司会を日本自閉症協会の氏田副会長がして、石井会長が自閉症支援が深刻な状況になっていると訴えました。このような場で協会の存在感を示してくださったお二人に感謝します。シンポジウムには公明党の福島豊、民主党の園田康博、共産党の小池晃、民社党の阿部知子も各議員が参加されました。自民党からは「出直してよ」という表現に抵抗があり欠席との説明がありました。福島議員は与党として苦しい立場に立たされましたが懸命に答弁されました。野党の議員からは

見直しは必要で、民主党が出そうとしている見直し案を早急に国会で審議すべきと一致した意見表明があり、参加者から賛同の大きな拍手が幾たびもありました。公園内の別のところでも集会が行われ、集会後日比谷公園から東京駅と国会に向けて長蛇の列のデモ行進が行われました。このフォーラムが、政府が小手先の対応でなく、国会及び政府が本格的な見直しをする契機になることを期待します。参加された皆様お疲れ様でした。

☆ 大阪のMBS「ちちんぷいぷい」で、「アスペルガー症候群と犯罪」をテーマとした放送が17日、18日ありました。英国自閉症協会が運営するヘイズ・インデペンデント・ホスピタル(犯罪に関連したアスペルガー症候群の人を支援している施設)への取材許可を得ているので、今月末に1週間ほど取材に行き、この内容は11月に放送予定だとのこと。興味のある方は是非ご覧ください。萩の杜の施設長がこの番組について、情報提供をしていたので、担当プロデューサーからも感想を聞かせて欲しいとの依頼を受けているそうです。k-proML 辻川弁護士の情報より

☆次の要請がきていますので、お知らせします。(河村) 支部事務局様：2006年10月19日：社団法人 日本自閉症協会：副会長 氏田照子 「自閉症」理解と支援のキャンペーンに関する文書、掲示物の送付について下記のとおりお送りいたしますので、よろしく願いいたします。：記：

1. 送付書類

- (1) 啓発活動と募金の取り組みについて 1部
- (2) 募金のお願い(掲示用) 5部
- (3) ポスター(AC公共広告機構の広告をベースにした暫定版) 5部

2. 補足事項

- (1) ポスターについては、正式なもの作成に現在取り組んでいます。各支部への送付は11月上旬を予定しております。今回送付した暫定版は、正式なものをお届けするまでの間に募金活動を行う場合にAC公共広告機構で取り組んでいることを紹介するためのものです。正式なものができるまでの間に限定してお使いください。
- (2) 募金のお願いにつきましては、研修会の開催などで多くの方が集まる場合などに主旨をご理解いただき、募金を呼びかける際にご利用いただくものとして作成いたしました。一番下に、支部名と連絡先を記載していただきますようお願いいたします。

な活動であり、当協会の総力をあげて取り組みたいと考えます。各支部の積極的な取り組みをお願いいたします。：記：

1. 取り組みの名称

「自閉症」理解と支援のキャンペーン

2. 取り組みの概要

次の各項目に取り組みます。複数の項目に取り組み、全体としての相乗効果を高めます。

1) 啓発活動

- (1) AC公共広告機構の活用(支援キャンペーン実施中)
  - (2) ポスターの掲示
  - (3) ホームページによる情報発信
- 2) 募金活動
- 3) 会員加入促進(入会キャンペーン実施中)

3. 啓発活動の取り組み

1) AC公共広告機構の活用(実施中)

すでに掲載されてご覧になった方もおられると思いますが、AC公共広告機構が行う本年度の支援キャンペーンとして、全国の各新聞に順次掲載されます。

この費用は年間400万円程度が見込まれ、来年も継続して行いたいと考えています。

2) ポスターの掲示

(1) ポスター作成の主旨

ポスターの作成は次のことを目的に行います。

(3) 今回送付させていただきました掲示物などは次のアドレスからダウンロードしていただき、必妻に依じて印刷にお使いいただくことができるようになっています。今回送付させていただいたサイズとは別に、A4版・モノクロで印刷し、配布用のものを各支部で作成してお使いいただくことも可能です。

<http://www.autism.or.jp/inide/rikai/index.html> (4) 「啓発活動と募金の取り組みについて」は10月8日付けで、支部役員専用情報掲示板からご連絡をさせていただいたものです。日数の経過によりご連絡をお願いした内容について期日が過ぎているものがありますが、ご了解をお願いいたします。

インターネットをご覧いただけない支部の方には、情報が届いておらず、失礼をいたしました。

(5) 追加部数が必要な場合は本部事務局にご連絡ください。 以上

支部長各位：2006.10.8:社団法人 日本自閉症協会：会長 石井 哲夫

啓発活動と募金の取り組みについて(要請)

支部役員連絡会議で検討テーマとして取り上げた啓発活動と募金の取り組みについて下記のとおり取り組むことといたしました。自閉症に関する社会的な認知を広める重要

- ① 募金のお願い
- ② 「自閉症」理解と支援のお願い
- ③ 入会の案内
- ④ 協会の認知度を高め、各種の取り組みにつなげる
- ⑤ ホームページに掲載する詳細情報との連携

(2) ポスターの種類

ポスターは次のように2~3種類を作成したいと考えています。

① AC公共広告機構の支援キャンペーンを実施中であることとの連動を図るもの。

著作権の関係から、デザインには一定の制約を受けるため、今回の主旨に沿って必要なことを全てこのデザインで行うことは難しい面があると考えられますが、新聞広告に興味を持っていただき、AC公共広告機構支援キャンペーンの効果を高めながら、必要な啓発と募金の取り組みを行います。

② ポスター作成の主旨に沿った内容を伝えるためのものでAC公共広告機構のデザインにこだわらないもの。

AC公共広告機構の支援キャンペーンに沿ったものは、デザインの制約があるため、今回の「自閉症」理解と支援のキャンペーン全体の主旨に沿ったものとして独自のデザインで作成します。

※ ①は10月末頃に完成の予定です。②については、

今後検討しますので完成時期は未定です。

(3) ポスターなどの配布枚数と配布方法

(20日頃までに次のとおり各支部事務局にお届けできるよう準備をしています。

・募金のお願い (A3 サイズ) 5枚

・AC 公共広告機構の広告 (A3 サイズ) 5枚

※ AC 公共広告機構の広告 (A3 サイズ) は、新聞に掲載される広告をプリントしたものに、「自閉症」理解と支援のキャンペーンの件を付記したものです。なお、これは正式なポスターができるまでの間、暫定的にお使いいただくものです。

② AC 公共広告機構の広告をベースに作成したポスター

・各支部事務局に30枚お送りします。(11月初旬着)。会員に1枚ずつ送付(案。送付時期、方法も未定) 市町村の窓口や駅、店舗など人の多く集まるところに掲示をしていただきたいと考えます。支部にお送りしてから、各地域に掲示することは大変だと考えますので、会員宛にお送りすることも検討いたします。

③ 必要枚数について

記載した枚数で不足する場合は、ご希望をできるだけ早くご連絡ください。

担当 津田(ホームページ委員長)

多くの募金が集まることで、今後の啓発活動充実にもつながることがあります。

各支部ごとの目標額は設定しませんが、それぞれのご努力をお願いいたします。

3) 募金活動の期間

2006年10月1日～2007年3月31日

次年度も、当年度の結果を見ながら、お願いしたいと考えています。

4) 募金の実施方法

(1) 募金のお願いをしていただく場合には、「自閉症児者が街の中で暮らしていくためには多くの方に自閉症という障害を理解していただくことが大切である」ということなど、自閉症という障害の特徴と、なぜ自閉症協会が啓発活動に力を入れているのかをお伝えし、協力をお願いしてください。

(2) 講演会、研修会などを実施する際にはポスターを掲示するとともに口頭でも主旨をお伝えして協力をお願いしてください。

(3) 地域における福祉関係の祭り、バザーなどが行われる機会がありましたら、募金をお願いできないかご検討ください。

(4) ホームページにおいても、協力をお願いいたします。

電話・FAX: 053-576-1719 E-mail:

tuda@nifty.com

(4) ポスターの掲示場所

① 駅や大規模店舗などの目立つ場所

② 都道府県、市町村などの機関の窓口など日本全国の全ての市町村に掲示をいただけるよう取り組みをお願いします。

③ 講演会、研修会などの実施会場

※①②については、ポスターの掲示をお願いすることで、駅、店舗、各機関などにご理解、ご協力、ご支援をいただくことにつながります。

4. 募金活動の取り組み

1) 募金の使途

集まった募金は次の費用にあてます。

(1) AC 公共広告機構のキャンペーンの費用

(2) ポスターやちらしの作成費用

(3) その他、自閉症のことを理解していただくための取り組み

2) 募金の目標金額

募金の目標金額については、当年度は設定いたしません。

なお、当年度行う当キャンペーンにかかる費用は

430万円を予定します。

(5) その他

5) 振込み用口座

郵便振替口座 00190-0-174607

加入者名 社団法人 日本自閉症協会

6) 補足

(1) 募金は自由意志で行うものですので、会員に一律に金額を決めて協力していただくような方法はとられませんようお願いいたします。特に、会員の増を図るためにも、会員への強制的な要請はさけていただきたいと考えます。

(もちろん、会員の寄付をお断りするものではありません) なお、各支部ごとに事情があることと思います。それぞれの支部ごとに検討いただき、独自に必要な工夫をしていただくことは構いません。よろしくをお願いいたします。

(2) 例えば、1,000人集まる会場で山人平均100円の寄付をしていただければ、10万円が集まります。全国でこのようなことが50回あれば、500万円の寄付が集まることとなります。

(3) 研修会場へは、会員以外の方も多くこられるものと思います。施設の職員の方など協力的な方もおられ、周りの方にも話を広げていただけるかもしれません。各地区に住む会員が窓口になり、ひとりずつは小さな金額でも、多くの方のご協力をいただけるとありがたいと思います。

## 5. 入会キャンペーン

現在、当協会は入会キャンペーンを実施中です。

キャンペーンの詳細はホームページに掲載しておりますので、参考にご覧ください。改めて申し上げるまでもありませんが、会員の増加は「発言力が高まる」「財政基盤が強化される」「活動する力が強化される」など多くの効果があります。研修会などで募金を行う場合には、入会のちらしなどを使って、入会の案内も行っていただきますようお願いいたします。

## 6. ホームページによる情報発信

ホームページによる情報発信は、随時強化をしていきます。

啓発のちらし、入会のちらしなど、ダウンロードできるものの作成についても、検討いたします。

## 7. 日程など

募金の取り組みにつきましては、できる限り早い時期にスタートしていただきますようお願いいたします。

以上

# 千葉

千葉に学ぼう  
千葉県「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」成立

2006年10月11日の様子はNHKで放送されました。これを参考にさらによい内容の奈良県条例をつくりたいものです。奈良県議会議員の皆様、県民の皆様ご是非検討お願いします。条例成立の様子は★条例制定のために作った公式ホームページです★載っています

<http://web1.nazca.co.jp/chibasyougai/index.html>

やっぱり必要！みんなで作るう60 最終号

### 成立しました

条例が成立してから10日も過ぎたのに、明け方、眼がさめて胃に痛みを感じるときがまだあります。暗闇の中をトイレまで歩き、静まり返った中でふと我に返り、条例が成立したことに気づいてホッとする……。それだけ長くて厳しい日々でした。最後の最後までハラハラしながら、条例は成立しました。

先週末、東京駅の構内で考え事をして歩いていたら、すれ違った人から「野沢さん！」と声をかけられました。誰だろうと思って振り返り、声の主を探したら、そこには何と浅野史郎さんが立っていました。前宮城県知事で、厚生省課長時代から障害者福祉を強力に推し進めてきた人です。

### 「おめでとう、よかったね」

浅野さんとは各地で開かれる地域福祉を進めるフォーラムでご一緒することがあり、そのたびに千葉県の障害者条例のことを話していました。浅野さんも宮城県知事時代に障害者差別を解消する条例をつくらうとしました。千葉よりも早くできる予定でしたが、浅野さんが知事をやめてから宮城県では条例づくりの動きがストップしています。それだけに千葉の条例のことが気にかかっていたようです。

「ぜひとも千葉で条例をつくってくださいよ。全国の人々に知ってほしいなあ」

浅野さんからは何度もそう言われていました。障害者や家族にとって差別をなくす法律や条例は長年の夢でした。日本弁護士連合会やDPIが障害者差別禁止法案をつくって発表し、山梨や宮城や鳥取県が差別をなくす条例をつくらうとしましたが、なかなかうまくいきません。そうした中で、日本で初め千葉県がつくったのです。

条例が成立してから1週間のうちに、私自身、鳥取、愛媛、大阪の障害者や弁護士会に招かれて千葉県の条例について話してきました。東京都の民主党議連の勉強会にも講師として招かれ千葉の条例づくりの経過を話す機会を与えられました。そのほかにも各地から問い合わせや原稿依頼が相次いでいます。それだけ注目されているのです。

多くの人々の支えられ

千葉県第三次障害者計画で条例のことが提案され、06年1月から千葉県障害者差別をなくすための研究会がスタートしました。800以上の差別事例が県民から寄せられました。研究会には視覚障害者、聴覚障害者、車いすの人、精神障害者、知的障害者とその家族などさまざまな障害当事者が顔をそろえました。医療や福祉や教育関係者も委員になりました。それだけでなく企業関係者も4人が参加しました。丸1年、計20回にわたって研究会の議論は続きました。毎月2回は開いたことになりました。

研究会だけでなく、さまざまな団体からのヒアリングも実施し、いろんな立場の人々から意見を聞きました。県内各地で開催したタウンミーティングは30回以上に上り、3000人以上が参加しました。それぞれ市民や障害者たちが自ら企画してくれたタウンミーティングです。

### 堂本知事、ありがとう

淑徳大学で開催したタウンミーティングでは精神障害者自身が企画したものでした。少し遅れて行った私は一番後ろの席で参加者の意見を聞いていました。「病名を家族にも隠さなければ生きていけない」「名前を隠さなければ生活できない」。重い言葉が続きました。会場の中ほどで必死にメモを取っている女性がいました。障害者や関係者と

は少し違う雰囲気です。ひょっとしたら…と思って前の方に行ってみたら、やっぱりそうでした。堂本知事だったのです。

ふつうは挨拶だけして知事は帰って行くものですが、その日は「障害者の人の話を勉強にきたから、あいさつはしないつもり」と堂本知事は語っていました。障害者も市民も知事も一緒になってつくってきた条例なのです。

しかし、議会では賛同が得られなくて、2月議会では継続審査になり、満を持した6月議会では撤回にまで追い込まれました。もうだめかと思いました。しかし、堂本知事は政治家としてのメンツを捨て、顔に泥を塗られても障害者のために、いったん撤回することを決断してくれました。そうしなければ条例案は否決されていたことでしょう。自らの政治生命と引き換えに、条例の灯火を守ってくれたのです。当初は「知事が一部の障害者を利用してパフォーマンスをしているだけ」などと中傷されました。私たちは決して堂本知事のためにやっていたわけではありません。障害のある人のために条例を作ろうとしてきただけです。しかし、堂本知事存在なしではこの条例は絶対にできなかったと思います。

### **県庁のみなさん、ありがとう**

20回の研究会にはいずれも県庁各課から20人前後の

しかし、健康福祉常任委員会の委員をはじめ条例を通してやろうという議員の皆さんの懸命の尽力で、自民党内に賛成の声が広がっていきました。反対意見も根強く、ずいぶんいろんな逆風を受けたことかと思いますが、最後まで揺るがずに障害者や家族の思いを守ってくれたことはどれだけ感謝しても足りないと思います。そのような自民党的先生の姿に障害者や家族がどれだけ勇気づけられたことでしょうか。本当にありがとうございました。

### **民主党、公明党、共産党、社民党、市民ネット……ありがとう**

条例案が2月議会に提出されたとき、民主党、公明党、共産党、社民党、市民ネットなどの会派からは賛同の意見が相次ぎました。本当にうれしかったです。県内各地で開催した条例の勉強会にもこうした会派の先生がたが参加し、障害者や家族に混じって熱心に耳を傾け、メモを取ってくれました。議会との一体感を感じて私たちは勇気づけられました。6月議会で堂本知事が自民党から撤回を迫られた時、私たち研究会は知事に対して「なんとかして条例の灯火を守ってほしい」と頼みました。それは、小さな勉強会にも県会議員の先生方が参加して障害者のことを私たちと一緒に考えてくれた姿が目には焼きついて離れなかったからでもあります。このような状況をつくってくれた条例

職員たちが身じろぎもせずに傍聴してくれました。議論が白熱して深夜に及ぶことがあっても、じっと研究会の議論に耳を傾けてくれました。6月議会で撤回されてからは、5人専従体制で条例成立に向けて寝食を惜しんで働いてくれました。障害者自立支援法が10月に完全実施されるという状況の中で、障害福祉課の職員たちの獅子奮迅の活躍ぶりは瞠目すべきものがあります。体調を崩した職員もいます。課長も体重が8キロも落ちたそうです。条例成立を見る前に厚生労働省に戻った竹林課長は、文字通りゼロから県内を奔走して条例成立の土台をつくってくれました。彼がいなければこの条例はできなかったと思います。

### **自民党、ありがとう**

2～6月議会では自民党から条例案に批判的な意見が噴出しました。私たちの説明不足もあり、誤解されていた面があったと思っていましたが、今になってみると批判のかんりのものが重要な点を指摘したものでした。

堂本県政に対して野党的立場を鮮明にしていた自民党が7割の議席を占めるのが千葉県議会です。私たちは誰が県議会議員なのか、いつ県議会は開かれるのか、どうすれば傍聴できるのか。そんなことすら知らずに条例を成立させようと思ってきたのです。そんな無知や思い上がりは議員のみなさんの目にはどのように映っていたのでしょうか。

案をゼロにしてしまうことは私たちには耐え難いことでした。

9月議会にむけて条例原案が大幅に修正されました。県当局と自民党がすり合わせをしながら修正したものです。私たち研究会も逐一修正作業に参加したり、情報を得たりしましたが、各会派のみなさんには十分な説明や情報提供がないまま、修正案を取りまとめることになりました。

本来ならば、メンツを汚されたとして9月議会には反対に回ってもおかしくはありません。むしろ、政党・政治家としてはその方が筋は通るのかもしれませんが、大幅修正されたとはいえ、条例に私たちが込めた理念や骨格は残っています。なんとか修正案を成立させてほしい、という障害者や家族の痛切な願いを最後に受け止めてくれたとき、涙が出そうになりました。そのほかにも、表に出ないところで、各会派の先生方は実にいろいろな努力を重ねてくれました。そうしたことを思い返すたび、議会を信じてやってきてよかった、と心底思いました。本当にありがとうございます。

### **みんな、ありがとう**

「やっぱり必要！ みんなで作ろう」。9カ月にわたってこのニュースレターを発行してきました。初めは土日を除く連日発行しました。朝起きて出勤する前にパソコンを叩

き、未明に帰宅して寝る前の数十分をニュースレターづくりにあてました。それでも間に合わなくて、職場でこっそり書いていたこともあります。

この最終号で、ちょうど60号になりました。いま、読み返してみると、どれもこれもが切羽詰った空気が漂っていて、みんなで危機感を共有している雰囲気伝わってきます。正直なところ、千葉県でこのような条例ができたのは「奇跡」だと思います。それを成し遂げたのは、私たちみんなの強い思い、障害のある人を守ろうという、何にも負けない意思だったと思います。

さあ、条例はできました。これからが大変です。みんなで力を合わせて、歩んでいきましょう。これからの新たな挑戦の前に、手を携えて一緒に闘ってくれたみんなに私からお礼を込めて、言いたいと思います。

**やっぱり必要！ みんなで作った！**

(文責・野沢和弘)

<呼びかけ人> 田上昌宏(千葉県手をつなぐ育成会会長) / 竜円香子(同権利擁護委員長) / 土橋正彦(市川市医師会会長) / 大屋滋(日本自閉症協会千葉県支部長・旭中央病院脳外科部長) / 植野慶也(千葉県聴覚障害者連盟会長) / 野内恭雄(千葉県精神障害者家族連合会会長) / 成瀬正次(全国脊髄損傷者連合会副理事長) / 佐藤彰一(法政大学院教授) / 高梨憲司(視覚障害者総合支援センターち

この取組は、障害のある人に対する理解を広げる県民運動の契機となり、差別を身近な問題として考える出発点となるものである。そして、障害のあるなしにかかわらず、誰もが幼いころから共に地域社会で生きるという意識を育むのである。

すべての県民のために、差別のない地域社会の実現と、一人ひとりの違いを認め合い、かけがえのない人生を尊重し合う千葉県づくりを目指して、ここに障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条

この条例は、障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくすための取組について、基本理念を定め、県、市町村及び県民の役割を明らかにするとともに、当該取組に係る施策を総合的に推進し、障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会の実現を図り、もって現在及び将来の県民の福祉の増進に資することを目的とする。

(定義)

第二条

この条例において「障害」とは、障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)第二条に規定する身体障害、知的障害若しくは精神障害、発達障害者支援法(平成十六年

ばセンター長) / 野沢和弘(全日本手をつなぐ育成会理事)

**障**害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例

目次

前文

第一章 総則(第一条—第七条)

第二章 差別の事案の解決

第一節 差別の禁止等(第八条—第十一条)

第二節 地域相談員等(第十二条—第十九条)

第三節 解決のための手続(第二十条—第二十八条)

第三章 推進会議(第二十九条・第三十条)

第四章 理解を広げるための施策(第三十一条・第三十二条)

第五章 雑則(第三十三条—第三十六条)

附則

障害のある人もない人も、誰もが、お互いの立場を尊重し合い、支え合いながら、安心して暮らすことのできる社会こそ、私たちが目指すべき地域社会である。

このような地域社会を実現するため、今、私たちに求められているのは、障害のある人に対する福祉サービスの充実とともに、障害のある人への誤解や偏見をなくしていくための取組である。

法律第六十七号)第二条第一項に規定する発達障害又は高次脳機能障害があることにより、継続的に日常生活又は社会生活において相当な制限を受ける状態をいう。

2 この条例において「差別」とは、次の各号に掲げる行為(以下「不利益取扱い」という。)をすること及び障害のある人が障害のない人と実質的に同等の日常生活又は社会生活を営むために必要な合理的な配慮に基づく措置(以下「合理的な配慮に基づく措置」という。)を行わないことをいう。

一 福祉サービスを提供し、又は利用させる場合において、障害のある人に対して行う次に掲げる行為

イ 障害を理由として、福祉サービスの利用に関する適切な相談及び支援が行われることなく、本人の意に反して、入所施設における生活を強いること。

ロ 本人の生命又は身体の保護のためやむを得ない必要がある場合その他の合理的な理由なく、障害を理由として、福祉サービスの提供を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすること。

二 医療を提供し、又は受けさせる場合において、障害のある人に対して行う次に掲げる行為

イ 本人の生命又は身体の保護のためやむを得ない必要がある場合その他の合理的な理由なく、障害を理由として、医療の提供を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を

課し、その他不利益な取扱いをすること。

ロ 法令に特別の定めがある場合を除き、障害を理由として、本人が希望しない長期間の入院その他の医療を受けることを強い、又は隔離すること。

三 商品又はサービスを提供する場合において、障害のある人に対して、サービスの本質を著しく損なうこととなる場合その他の合理的な理由なく、障害を理由として、商品又はサービスの提供を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすること。

四 労働者を雇用する場合において、障害のある人に対して行う次に掲げる行為

イ 労働者の募集又は採用に当たって、本人が業務の本質的部分を遂行することが不可能である場合その他の合理的な理由なく、障害を理由として、応募若しくは採用を拒否し、又は条件を課し、その他不利益な取扱いをすること。

ロ 賃金、労働時間その他の労働条件又は配置、昇進若しくは教育訓練若しくは福利厚生について、本人が業務の本質的部分を遂行することが不可能である場合その他の合理的な理由なく、障害を理由として、不利益な取扱いをすること。

ハ 本人が業務の本質的部分を遂行することが不可能である場合その他の合理的な理由なく、障害を理由として、解雇し、又は退職を強いること。

不動産の売却、賃貸、転貸又は賃借権の譲渡を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすること。

八 情報を提供し、又は情報の提供を受ける場合において、障害のある人に対して行う次に掲げる行為

イ 障害を理由として、障害のある人に対して情報の提供をするときに、これを拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすること。

ロ 障害を理由として、障害のある人が情報の提供をするときに、これを拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすること。

三 この条例において「障害のある人に対する虐待」とは、次の各号に掲げる行為をいう。一 障害のある人の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

二 障害のある人にわいせつな行為をすること又は障害のある人をしてわいせつな行為をさせること。

三 障害のある人を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の障害のある人を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

四 障害のある人に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の障害のある人に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

五 障害のある人の財産を不当に処分することその他当該

五 教育を行い、又は受けさせる場合において、障害のある人に対して行う次に掲げる行為

イ 本人に必要と認められる適切な指導及び支援を受ける機会を与えないこと。

ロ 本人若しくはその保護者（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二十二條第一項に規定する保護者をいう。以下同じ。）の意見を聴かないで、又は必要な説明を行わないで、入学する学校（同法第一条に規定する学校をいう。）を決定すること。

六 障害のある人が建物その他の施設又は公共交通機関を利用する場合において、障害のある人に対して行う次に掲げる行為

イ 建物の本質的な構造上やむを得ない場合その他の合理的な理由なく、障害を理由として、不特定かつ多数の者の利用に供されている建物その他の施設の利用を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすること。

ロ 本人の生命又は身体の保護のためやむを得ない必要がある場合その他の合理的な理由なく、障害を理由として、公共交通機関の利用を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすること。

七 不動産の取引を行う場合において、障害のある人又は障害のある人と同居する者に対して、障害を理由として、

障害のある人から不当に財産上の利益を得ること。

（基本理念）

第三条

すべて障害のある人は、障害を理由として差別を受けず、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしく、地域で暮らす権利を有する。

二 障害のある人に対する差別をなくす取組は、差別の多くが障害のある人に対する誤解、偏見その他の理解の不足から生じていることを踏まえ、障害のある人に対する理解を広げる取組と一体のものとして、行われなければならない。

三 障害のある人に対する差別をなくす取組は、様々な立場の県民がそれぞれの立場を理解し、相協力することにより、すべての人がその人の状況に応じて暮らしやすい社会をつくるべきことを旨として、行われなければならない。

（県の責務）

第四条

県は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくすための施策を総合的かつ主体的に策定し、及び実施するものとする。

（県と市町村との連携）

第五条

県は、市町村がその地域の特性に応じた、障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくすための施策を実施する場合にあっては、市町村と連携するとともに、市町村に対して情報の提供、技術的な助言その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(県民の役割)

第六条

県民は、基本理念にのっとり、障害のある人に対する理解を深めるよう努め、障害のある県民及びその関係者は、障害のあることによる生活上の困難を周囲の人に対して積極的に伝えるよう努めるものとする。

2 県民は、基本理念にのっとり、県又は市町村が実施する、障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくすための施策に協力するよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第七条

知事は、県の財政運営上可能な範囲内において、障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくすための施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

第二章 差別の事案の解決

第一節 差別の禁止等

(差別の禁止)

第八条

県が前条第一項の規定による通報を受けたときは、知事は、障害福祉サービス等の事業の適正な運営を確保することにより、当該通報に係る障害のある人に対する虐待の防止及び当該障害のある人の保護を図るため、障害者自立支援法の規定による権限を適切に行使するものとする。

第二節 地域相談員等

(身体障害者相談員)

第十二条

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十二条の三第二項に規定する身体障害者相談員は、同条第一項に規定する業務の一部として、差別に該当する事案（以下「対象事案」という。）に関する相談に係る業務を行うものとする。

(知的障害者相談員)

第十三条

知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十五条の二第二項に規定する知的障害者相談員は、同条第一項に規定する業務の一部として、対象事案に関する相談に係る業務を行うものとする。

(その他の相談員)

第十四条

知事は、障害のある人に関する相談を受け、又は人権擁護を行う者その他第三十条第一項各号に掲げる分野に関し

何人も、障害のある人に対し、差別をしてはならない。ただし、不利益取扱いをしないこと又は合理的な配慮に基づく措置を行うことが、社会通念上相当と認められる範囲を超えた人的負担、物的負担又は経済的負担その他の過重な負担になる場合においては、この限りでない。

(虐待の禁止)

第九条

何人も、障害のある人に対し、虐待をしてはならない。

(通報)

第十条

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第一項に規定する障害福祉サービス又は同条第十七項に規定する相談支援（以下「障害福祉サービス等」という。）に従事する者（以下「障害福祉サービス等従事者」という。）は、障害福祉サービス等を利用する障害のある人について、他の障害福祉サービス等従事者が障害のある人に対する虐待を行った事実があると認めるときは、速やかに、これに関係行政機関に通報するよう努めなければならない。

2 障害福祉サービス等従事者は、前項の規定による通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

(通報を受けた場合の措置)

第十一条

優れた識見を有する者のうち適当と認める者に委託して、対象事案に関する相談に係る業務を行わせることができる。

2 知事は、前項の委託を行うに当たっては、あらかじめ千葉県行政組織条例（昭和三十二年千葉県条例第三十一号）に基づき設置された千葉県障害のある人の相談に関する調整委員会（以下「調整委員会」という。）の意見を聴かななければならない。

(業務遂行の原則)

第十五条

前三条に規定する業務を行う相談員（以下「地域相談員」という。）は、対象事案の関係者それぞれの立場を理解し、誠実にその業務を行わなければならない。

2 地域相談員は、この条例に基づき業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その業務を終了した後も同様とする。

(広域専門指導員)

第十六条

知事は、次の各号に掲げる職務を適正かつ確実に行うことができると認められる者を、千葉県行政組織条例第十七条第四項に規定する健康福祉センターの所管区域及び保健所を設置する市の区域ごとに、広域専門指導員として委嘱することができる。

一 地域相談員に対し、専門的な見地から業務遂行に必要な技術について指導及び助言を行うこと。

二 対象事案に関する相談事例の調査及び研究に関すること。

三 第二十二條第二項に規定する調査に関すること。

2 知事は、前項の委嘱を行うに当たっては、あらかじめ調整委員会の意見を聴かなければならない。

(指導及び助言)

#### 第十七條

地域相談員は、対象事案に係る相談について、必要に応じ、広域専門指導員の指導及び助言を求めることができる。

2 広域専門指導員は、前項の求めがあったときは、適切な指導及び助言を行うものとする。

(協力)

#### 第十八條

地域相談員以外の、障害のある人に関する相談を受け、又は人権擁護を行うものは、知事、地域相談員及び広域専門指導員と連携し、この条例に基づく施策の実施に協力するよう努めるものとする。

(職務遂行の原則)

#### 第十九條

広域専門指導員は、対象事案の関係者それぞれの立場を理解し、誠実にその職務を行わなければならない。

2 障害のある人の保護者又は関係者は、前項の申立てをすることができる。ただし、本人の意に反することが明らかであると認められるときは、この限りでない。

3 前各項の申立ては、その対象事案が次の各号のいずれかに該当する場合は、することができない。

一 行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）その他の法令により、審査請求その他の不服申立てをすることができる事案であって行政庁の行う処分取消し、撤廃又は変更を求めるものであること。

二 申立ての原因となる事実のあった日（継続する行為にあっては、その行為の終了した日）から三年を経過しているものであること（その間に申立てをしなかったことにつき正当な理由がある場合を除く。）。

三 現に犯罪の捜査の対象となっているものであること。  
(事実の調査)

#### 第二十二條

知事は、前条第一項又は第二項の申立てがあったときは、当該申立てに係る事実について調査を行うことができる。この場合において、調査の対象者は、正当な理由がある場合を除き、これに協力しなければならない。

2 知事は、前条第一項又は第二項の申立てについて必要があると認める場合には、広域専門指導員に必要な調査を行わせることができる。

2 広域専門指導員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

#### 第三節 解決のための手続

(相談)

#### 第二十條

障害のある人、その保護者又はその関係者は、対象事案があると思うときは、地域相談員に相談することができる。

2 地域相談員は、前項の相談を受けたときは、次の各号に掲げる措置を講じることができる。

一 関係者への必要な説明及び助言並びに関係者間の調整

二 関係行政機関の紹介

三 法律上の支援（民事上の事件に限る。）の制度に関するあつせん

四 関係行政機関への前項の相談に係る事実の通告

五 虐待に該当すると思われる事実の通報

六 次条に規定する助言及びあつせんの申立ての支援  
(助言及びあつせんの申立て)

#### 第二十一條

障害のある人は、対象事案があると思うときは、知事に対し、調整委員会が当該対象事案を解決するために必要な助言又はあつせんを行うべき旨の申立てをすることができる。

3 関係行政機関の長は、第一項の規定により調査の協力を求められた場合において、当該調査に協力することが、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他公共の安全と秩序の維持（以下「公共の安全と秩序の維持」という。）に支障を及ぼすおそれがあることにつき相当の理由があると認めるときは、当該調査を拒否することができる。

4 関係行政機関の長は、第一項の規定による調査に対して、当該調査の対象事案に係る事実が存在しているか否かを答えるだけで、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるときは、当該事実の存否を明らかにしないで、当該調査を拒否することができる。（助言及びあつせん）

#### 第二十三條

知事は、第二十一條第一項又は第二項に規定する申立てがあったときは、調整委員会に対し、助言又はあつせんを行うことの適否について審理を求めるものとする。

2 調整委員会は、前項の助言又はあつせんのために必要があると認めるときは、当該助言又はあつせんに係る障害のある人、事業者その他の関係者に対し、その出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

3 関係行政機関の長は、前項に規定する出席による説明若しくは意見の陳述又は資料の提出（以下「説明等」とい

う。)を求められた場合において、当該説明等に応じることが、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあることにつき相当の理由があると認めるときは、当該説明等を拒否することができる。

4 関係行政機関の長は、説明等の求めに対して、当該対象事案について事実が存在しているか否かを答えるだけで、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるときは、当該事実の存否を明らかにしないで、当該説明等の求めを拒否することができる。

(勧告等)

#### 第二十四条

調整委員会は、前条第一項に規定する助言又はあっせんを行った場合において、差別をしたと認められる者が、正当な理由なく当該助言又はあっせんに従わないときは、知事に対して当該差別を解消するよう勧告することを求めることができる。

2 知事は、前項の求めがあった場合において、差別をしたと認められる者に対して、当該差別を解消するよう勧告することができる。この場合において、知事は、前項の求めを尊重しなければならない。

3 知事は、正当な理由なく第二十二條第一項の調査を拒否した者に対して、調査に協力するよう勧告するものとする。

調整委員会が適当と認めるときは、当該訴訟を提起する者に対し、規則で定めるところにより、当該訴訟に要する費用の貸付けその他の援助をすることができる。

(貸付金の返還等)

#### 第二十七条

前条の規定により訴訟に要する費用の貸付けを受けた者は、当該訴訟が終了したときは、規則で定める日までに、当該貸付金を返還しなければならない。ただし、知事は、災害その他やむを得ない事情があると認めるときは、相当の期間、貸付金の全部又は一部の返還を猶予することができる。

(秘密の保持)

#### 第二十八条

調整委員会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

### 第三章 推進会議

(設置)

#### 第二十九条

県は、障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくすため、障害のある人及びその支援を行う者、次条第一項に規定する分野における事業者、障害のある人に関する施策又は人権擁護に関し専門的知識を有する者並びに県の職員からなる会議(以下「推進会議」という。)を組織するも

4 知事は、関係行政機関に対し第二項に規定する勧告をしようとするときは、あらかじめ、当該行政機関の長に対してその旨を通知しなければならない。この場合において当該行政機関の長が公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあることにつき相当の理由があると認めて通知したときは、知事は、当該勧告をしないものとする。

(意見の聴取)

#### 第二十五条

知事は、前条第二項又は第三項の規定による勧告をする場合には、あらかじめ、期日、場所及び事案の内容を示して、当事者又はその代理人の出頭を求めて、意見の聴取を行わなければならない。ただし、これらの者が正当な理由なく意見の聴取に応じないときは、意見の聴取を行わないで勧告することができる。

(訴訟の援助)

#### 第二十六条

知事は、障害のある人が、差別をしたと認められるものに対して提起する訴訟(民事調停法(昭和二十六年法律第二百二十二号)による調停、民事訴訟法(平成八年法律第九号)第二百七十五條第一項の和解及び労働審判法(平成十六年法律第四十五号)による労働審判手続を含む。以下同じ。)が第二十三條第一項に規定する助言又はあっせんの審理を行った事案に係るものである場合であって、調

のとする。

2 推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、知事が定める。

(分野別会議)

#### 第三十条

推進会議に、次の各号に掲げる分野ごとの会議(以下「分野別会議」という。)を置くものとする。

- 一 福祉サービス、医療及び情報の提供等の分野
- 二 商品及びサービスの提供の分野
- 三 労働者の雇用の分野
- 四 教育の分野
- 五 建物等及び公共交通機関並びに不動産の取引の分野

2 分野別会議は、次の各号に掲げる事項に関し協議を行うものとする。

- 一 前項各号に掲げるそれぞれの分野における障害のある人に対する差別の状況についての共通の認識の醸成に関すること。
- 二 前項各号に掲げるそれぞれの分野における障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくすための、構成員によるそれぞれの立場に応じた提案に基づく具体的な取組に関すること。
- 三 前号に規定する取組の実施の状況に関すること。
- 四 調整委員会と連携して行う、前項各号に掲げるそれ

その分野における差別の事例及び差別の解消のための仕組みの分析及び検証に関すること。

3 分野別会議の構成員は、基本理念にのっとり、相協力して障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくするための取組の推進に努めなければならない。

#### 第四章 理解を広げるための施策

(表彰)

##### 第三十一条

知事は、障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくすため、基本理念にのっとり、県民の模範となる行為をしたと認められるものについて、表彰をすることができる。

2 知事は、前項の表彰をするに当たっては、調整委員会の意見を聴かななければならない。

3 地域相談員及び広域専門指導員は、第一項の行為をしたと認められるものを知事に推薦することができる。

4 知事は、第一項の表彰をした場合は、その旨を公表するものとする。

(情報の提供等)

##### 第三十二条

知事は、障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくすための民間の取組について、県民への情報の提供その他の必要な支援をすることができる。

#### 第五章 雑則

附則第三項及び第四項の規定は、同年一月一日から施行する。

(検討)

2 知事は、この条例の施行後三年を目途として、この条例の施行の状況、障害のある人の権利擁護に関する法制の整備の動向等を勘案し、この条例の規定について、障害及び差別の範囲、解決の手続等を含め検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずものとする。

(千葉県行政組織条例の一部改正)

3 千葉県行政組織条例の一部を次のように改正する。

別表第二中千葉県障害者介護給付費等不服審査会の項の次に次のように加える。

千葉県障害のある人の相談に関する調整委員会 障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例（平成十八年千葉県条例第五十二号）第十四条第二項、第十六条第二項及び第三十一条第二項の規定による意見を具申し、同条例第二十三条第一項の規定による助言及びあつせんを行い、同条例第二十四条第一項の規定による勧告について建議し、同条例第二十六条の規定による訴訟の援助について審議し、並びに障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくすための施策の策定及び実施に関する重要事項（同条例の解釈指針の策定を含む。）を調査審議し、これに関し必要と認める事項を知事に建議すること。

(条例の運用上の配慮)

##### 第三十三条

この条例の運用に当たっては、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第三百三十八条の四第一項に規定する委員会及び委員の独立性並びに市町村の自主性及び自立性は、十分配慮されなければならない。

(関係行政機関の措置)

##### 第三十四条

関係行政機関は、この条例の趣旨にのっとり、公共の安全と秩序の維持に係る事務の執行に関し、障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくすため必要な措置を講ずよう努めなければならない。

(委任)

##### 第三十五条

この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

##### 第三十六条

第十九条第二項又は第二十八条の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成十九年七月一日から施行する。ただし、

別表第三中千葉県障害者介護給付費等不服審査会の項の次に次のように加える。

千葉県障害のある人の相談に関する調整委員会 委員長

副委員長

委員 一 障害のある人

二 県議会議員

三 福祉、医療、雇用、教育、法律その他障害のある人に対する差別の解消について専門的な知識を有する者 二十人以内 二年

(準備行為)

4 第十四条第二項及び第十六条第二項の規定による意見の聴取並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

このページについてのお問い合わせ先 健康福祉部障害福祉課

電話 043(223)2935

FAX. 043(222)4133

E-mail syohuk@mz.pref.chiba.lg.jp

講師の変更をお伝え致します。

11月26日の講演会について当初、10月29日と11月26日の2回連続で坂井先生のお話しをお願いしておりましたが講師坂井先生の大学の急用の為に11月26日は講師とテーマを変更させていただきます。

坂井先生の代りに、日時、会場はそのまま村松陽子先生に講師をお願いいたしました。

テーマは「自立課題について」です。

尚坂井先生の2回目の「わかるように伝えてもらうために考える」は1月6日やまと郡山城ホール小ホールに変更の予定です。

この29日には村松先生へ変更の案内チラシを配布し、11月「絆」で案内させていただきますが、お知り合いの方で11月26日参加予定の方がいらっしゃいましたら変更の件をお伝え頂けますようよろしくお願い致します。

村松先生プロフィール

精神科医師。専門は児童精神医学。1991年より京都市児童福祉センターにて児童精神科医として勤務。98年8月から99年5月まで、米国ノースカロライナ大学TEACCH部にて自閉症支援について研修。05年4月よりよこはま発達クリニックと京都市児童福祉センター兼

務。

講演内容

今回は、自閉症の子どもたちにとって、自分でわかってひとりのできる「自立」の大切さについて話される予定で、現在作成中のDVD「わかる！できる！親と教師のための自立課題」企画：（朝日新聞厚生文化事業団）の画像を見せさせていただきながら、自立課題のつくりかたや指導の仕方について解説されます。（セミナー担当 上島 昌美）

2006年「発達障害者の就労・自立支援のための人材養成事業」

第4回 講座 10月29日 アンケート まとめ

■本日の内容はいかがでしたでしょうか？興味深かった点、理解できなかった点があればお書きください。

（教員）

・とても勉強になりました。日々子供とのかかわりの中でよかれと思って言っていたことが障害をもつ子供のことをしっかり理解することのない、私自身の独りよがりな思いを押し付けているだけだったと反省しました。周りの子供たちとしっかりつながってほしいと強く思い、トラブルを繰り返しながらでもなかまのかかわりを持てるようになれば・・・と思っていましたが、

そのために子供との時間も多く持ち学級のこどもとも共に考えてきましたが、そもそもの支援に対する考え方が間違っていたように思いました。理解がしっかりと出来ていなかったように思います。もう1度実践を見直します。今日は本当にありがとうございました。

・構造化について 具体例を示して頂いたので 現場で取り入れられる場面をイメージすることが出来ました。問題行動といわれることを次に生かす課題づけと受け止めていくこと 分かりやすい伝え方を工夫することの大切さ、中

身の濃い講義でした。

最初の「～さんが言いましたゲーム」は導入として大変入り込みやすかった。また全般にわたってユーモアを交えた講演はとても印象深かった。

発想の転換やアイデアで子供は変わるという内容が良く分かって 又、ヒントをもらうことができた。

具体的なお話が多く聞け 良く分かりました。

自閉症の子供に対して 私たちがすべきことを明確に教えてもらったのが良かった。様々な構造化の例があったのが良かった。

障害に対する考えが「活動の制限や参加の制限や参加の制限」ということを再確認しました。わかりやすく伝えるためには「私たちの声かけから 教材の工夫をすること」を努力したいです。

午後のみ参加させていただきましたが 分かりやすかったです。特に本人の立場で考えることを体験できたことが良かったです。

アスペルガーの生徒に対する支援の方法が参考になった。

自閉症の理解がまず基本であることが よくわかりました。自閉症の本人の視点から理解することの大切さもわかりました。自閉症について 大変よくわかりました。

丁寧に伝えていくこと。本人はどうなのかということをもっと考えてかかわっていかねばいけないと思いま

いした。

・具体的なお話が多く聞け よくわかりました。

(保護者)

・坂井先生のお話は聞きやすくて 理解しやすいので大好きです。今日とても参考になったのは「達成感の為に支援の方向を変える」「障害の枠をはずして子供の困っている事を本当に理解してみよう」ということです。

・大変参考になりました。実践してゆきたいと思います。

・坂井先生の学校のカレンダー(歯の検査などの)のシンボルマークは全員が分かるのかな?一人ひとりに必要ではないのか?

・坂井先生の講座・見てわかるように示してあっても周りの流れでできない事って いっぱいあるよね。

・専門用語(PDや コミュニケーションエイド)などの横文字の単語は分からない。補足がほしかった。実際の例をあげて説明してもらえて 大人も分かりやすい講義でした。笑いにはできない話も 親にとってはありましたね。

・活字だけでは分かりにくい部分も映像で見ると頭に入ってくる。

・大変分かりやすく 楽しいお話を聞くことができ 良かったです。

・写真や絵で伝えることの実例が良く分かった。

・孤立していることは ひとりで上手に過ごす方法を身に

(その他)

・高機能とアスペルガーが 今1度理解できない。対処の方法はよく分かった。

・田中先生の講演は支援の方法が具体的に伝えてくださり、また注意点も同時に教えて下さったので良かった。(保育園)

・「わかるように伝えるために考える」に魅かれて来ました。分かるようにどうすれば伝えられるか。まだ 5歳の子でたまに会うだけの私の妹の子です。常に動きまわっていてとりつくしまもないです。「分かる」というより とにかく今はどうすれば話かけられるかが問題ですが・・・。(保護者の親族)

・「構造化」という言葉について、詳しく知りたいと思っていました。成功例ばかり聞いていると「じゃあ そうすればいいんだ」とワンパターンにのみこんでしまいそうでした。本人の意思表明をできるだけ理解し、添っていきたいと思いますが 私が理解できているのか?一方通行の思い込みでないかと不安もありました。構造化の中身が少しずつ「型にはめることでない」と分かってきました。是非 実践につなげたいです。

■実践で生かすことが出来そうですか? またそれはどのようなことですか?

(教員)

つけているのだから「孤立がいけない」というわけではないという事。

・重度、軽度の区別の仕方を詳しく知りたいと思う。

・大変参考になりました。実践していきたいと思います。

・坂井先生の話は分かりやすかった。(去年聞いていたので。)

田中先生の話は難しい所がありましたが 話をヒントにして家でゆっくりやっていこうと思いました。

・支援方法がより具体的でわかりやすかったです。

・次の行動やスケジュール等のメニューを分かりやすく、本人に作ってやること、特に大切ということを痛感しました。(祖父)

・あてはまることが多く、大変勉強になりました。ソーシャルストーリーは更に勉強して実行してみたいと思います。

(福祉関係者)

・全体的に分かりやすく 集中して話を聞くことが できた。

・1日通して 興味深く盛りだくさんの内容で 参考になりました。

支援の基本は障害特性を理解することと よく聞かれませんがスタッフ間でも

温度差があり 関心が乏しい職員にどう障害特性を理解していってもらえればよいか悩むところです。

・できそうです。自閉症である子供への接し方が変わると思います。

・教室の提示など写真で説明してもらえた部分です。「音楽を流すこと」などの提案もすぐにでも生かせる!と思います。

・中軽度の知的障害の生徒(高等部)と日々向き合っています。軽度ということで自閉症の生徒への支援も そんなに考えずに自分なりの対応でしていた所もあったかと思いますが それぞれの自閉症のタイプについてや それぞれの特性について もう1度見つめてみたいと思いました。

・本人の立場にたつてものを考えていくこと、本人の思考パターンの把握をしながら課題設定していくと。とても難しいですが 常に頭の中に入れておこうと思います。

・自閉症の生徒が入学すれば 視覚的コミュニケーションをとるなどのアイディアは実践できると思う。

・対応の仕方、工夫を参考にしたいです。

・自閉ではないのですが コミュニケーション力の低い子に「分かりません」「手伝ってください」「教えてください」などを教えて使わせていたのですが、それが使えるようになって簡単なコミュニケーションが増えてように思いました。さらにこの言葉を使わない場面でもコミュニケーションが増えたように思いました。有効であったのでお話をふまえて さらにコミュニケーション力が高まるように努め

たいと思います。

- ・いろんなところで 自閉症の方たちの体験世界を私たちが実感した上で伝えていけたらと思います。
  - ・特別支援教育の中での具体的な支援についての内容。
  - ・環境を整える（見通しをもたせる）ことで実践できそうです。
- (保護者)
- ・細かい事ですが おかしの制限のことや掃除のこと、ごみばこの事など いっぱい実践できそうです。がんばりたいと思います。
  - ・親としての考え方、愛情、やる気+技術も必要だと 坂井先生のご意見を聞き技術をもっと学ばなければと思います。もっと肯定的に理解していこうと思います。こうしてはいけない！ではなく こうすればうれしいよ！というように。
  - ・好きなことを見通しに入れるということには びっくりした。生かしたい。
  - ・担任教師に理解していただくこと。
  - ・携帯電話の使用。ダンボールを使わないなど。
  - ・掃除の仕方、ごみを集める場所を枠で決めるなど。
  - ・ジョギングの例は分かりやすいアイデアだなと思いました。コミュニケーションボードのいろいろな活用方法も実践してみたいです。

- ・スケジュールを導入していましたが 不備な点などを現在修正して その人たちにとって 分かりやすい形で作り直し、再導入する予定です。
- ・最初は子供たちがすることを足りない部分を周囲の大人が手伝うことで出来るようになるが 達成感をお子たちが味わうために まず、足りない部分を準備しておいて 残りを子供が自力でやり遂げるという発想は現場でも すぐに生かせる内容でよかった。(保育園)

■今後 どのようなテーマの勉強会に参加されたいと思いますか？

(教員)

- ・具体的支援 (how to の中にこめられた 大切なエッセンスを知りたいです)
- ・親子・子供でともにつくる支援計画の作り方
- ・こどもにとって プラスになる親と学校の付き合い方。
- ・具体的な対応例等を学びたい。
- ・AD/HD についての勉強会があれば参加したい。

(保護者)

- ・アスペルガーの思春期 いじめなどに あわない回りの対応。
- ・アスペルガーの就労
- ・自閉症は不治。医学的な改善策が見つければすがりたい。本人と一緒に日常生活を体験するのが与えられた宿命で

- ・カードや マッチングなど やってみたいです。音楽も大好きなので取り入れたいです。
- ・まだ3歳の子なのでカレンダーなどはできないが 今からすることをカードなどで伝えていきたい。
- ・子供は自閉症で先の見通しが立たないとパニックに近いぐらい泣きわめいていましたが 今は病院にしても買い物でも前もって何回も何回も伝えて本人に確認をする、そうすることで子供はスムーズに行動できるようになりました。本人もすごく つらかったと思います。これに加えてカレンダーの作成もやってみようと思います。
- ・見かけは一般の中学生と変わらないのに「何が違うの?」「なんで障害児クラスなん?」と問われることに対して 答えられることが増えてよかったと思います。まずは子供の周囲にいる人から 順に正しい理解をしてもらえるよう話していくことが親の務めかなと思います。
- ・対話でのオーム返しは「本人が理解していない証拠」これを超えた会話が少しでもできるように接していきます。(祖父)
- ・休み時間の過ごし方について 担任にも参考にしてもらい、本人に情報提供がうまくできるよう相談したいです。(福祉関係者)
- ・支援の内容に常に具体的目標をおいて 子供たちに達成感を持たせるということ

すので向き合って生きて生きてきます。このこととは別に最善の医学的な進歩を享受できればと願っています。現状取り組んでいる医学の現状探査 ご報告ありがとうございました。(祖父)

- ・重度の知的障害がある自閉症への生活学習支援
- ・思春期の子供に対応する支援について。
- ・支援されている当事者の話も面白いですね。
- ・友達のお母さんは赤ちゃんがいて講演会には出席できません。こういう小さい子供も参加できる場はないでしょうか？

(福祉関係者)

- ・こだわりをなくし社会的な自立に向けた具体的な実践例。
  - ・「PEP-R」「AAPEP」の とり方。
  - ・余暇支援・コミュニケーション支援
- (その他)
- ・小学校へ行く前の子供への対応を知りたい。
  - ・青年期の対応支援方法
  - ・ 就労について
  - ・ 寝屋川や田原本の事件で裁判があり、寝屋川の判決が軽すぎるといい、田原本の方は同情が寄せられています。殺された人が 全くの他人か家族かによって違うものなのでしょうか。「発達障害と少年事件」についても良く知りたいです。

## 事務局から

☆ NHK ハートフォーラム

軽度発達障害の基礎と実践講座

平成18年12月16日(土)10時～16時

場所：森ノ宮ピロティールホール

内容

1. 特別支援教育で学校はどう変わるか…竹田契一
2. 高機能広汎性発達障害の学習の問題と指導…西岡有香
3. LDの読み書き障害の理解と指導…村井敏宏
4. 保育所でできるADHD, 広汎性発達障害への保育的援助…秋元壽江

申し込み往復はがきに住所・氏名・年齢・電話番号を書いて(返信用にも住所氏名必ず)〒540-8501 大阪市中央区手前4-1-20NHK 厚生文化事業団近畿支局

問い合わせ電話 06-6937-3412 ●締め切り 11月24日必着

☆わかさ愛育園保護者会から署名協力をお願い

事務局に次の依頼が来ています。

障害者自立支援法が4月に制定され、10月から施設利用料の1割負担、会費の実費が始まりました。この法律には様々な意見、思案がありますが、今、現在、この法律による費用負担によって、必要である療育が受けにくくなったり、経済的に作業所などに通所できなくなったり、入所困難となり退所し、こうれいの両親と同居しなくてはいけなくなっている現実があります。

日時：平成18年11月19日(日)13:30～16時(会場13時)  
場所：どんセンター(大阪府立女性総合センター)5F特別会議室 定員90名一般参加費1000円申し込みはEメール：ldosaka@zap.att.ne.jpで

➤ のような自閉症を食い物にする悪徳商法にひっかからな  
C いよう気をつけてください!

3年程前に子どもが通う発達支援センター通園部の親御さんに誘われ、名前は忘れましたが自閉症児を抱えるDr.が講師だということだったのでそっちの方に興味があり、核酸の講習会に行ったことがあります。(その講師の方はDr.ではなく単なる医学博士でしたが…… といえばその講師の方は神奈川県で施設を運営していると言っていました『タキオン』という施設とは多分無関係でしょうね)その核酸、結論を言うと、ネズミ講のような感じでした。まず自分が会員になり、新たに会員を紹介し商品を買えばいくらかマージンがもらえる、というようなシステムです。「フォーデイズ株式会社」のHPでビジネスというページを見ればおおよそお分かり頂けるかと思えます。そして核酸についての講習は素人にはほとんど理解できないような一見、医科学的な話をした後、副作用がないから試しても安心、日本ではまだ医薬品として認可されていないが海外ではされているなどと不安を取り除くような説明をし、他にもRNA核酸(商品名ルナ)を毎日飲み始めたおかげでガンが消えたとか、病弱で歩けないと言われた子どもが少し歩け

この度、このような現実を間の当たりにして、わかさ愛育園の保護者会が奈良県知事と厚生労働大臣に請願書を提出することになりました。少しでも多くの方々の署名が必要となります。この趣旨に賛同していただける方は、期限が短いですが、11月30日までに署名をして、返信してください。署名は子供でも構いません。住所は家族でも全て記入してください。よろしくお願ひします。

また既に署名をして下さった方には、この場をお借りしてお礼を申し上げます。

○送り先：〒639-0262 奈良県香芝市白鳳台2丁目3-10 黒田美恵

☆ NPO それいゆ

特別支援教育講演会 大阪会場(全国4カ所)

アスペルガー障害者支援の世界的権威トニー・アトウッド博士 再来日

大阪会場 日時：平成18年11月25日(土) 前通訳付き 10:00～16:00

場所：エル大阪講師：トニー・アトウッド司会：服巻智子主催 NPO 法人それいゆ

受講料：10000円申し込み書HPよりダウンロード <http://npo.autism-soreiyu.com/>

☆全国LD親の会近畿ブロック講演会「発達障害のある人にやさしい法律相談～安全に暮らしていくために～」講師：辻川圭乃 弁護士

るようになった、成人の自閉症者が落ち着いて座っていられるようになったなどというこの手のよくあるお決まりの話がありました。まさに万病に効く魔法の薬です。しかし、本当に効果があれば、通信販売などという効率の悪い売り方はせず、幅広く販売できて利益のあがる保険適用薬の承認を必ずとるでしょう。そしてそれがWHOなどでも認められ医学常識となり世界中の医者が使うはずですが、実際そんな話は聞いたことがありません。こうした核酸療法の商法は効果など期待できない水銀排出療法と同じようなもんです。最近同じ手法でコエンザイムQ10やアルファリポ酸も自閉症に効果があるとして販売している業者があります。これらの理論が正しければ毎日キレーションとRNA核酸療法をしてコエンザイムQ10も飲めば自閉症は完治することになります。余談ですがコエンザイムQ10やアルファリポ酸は美白効果や抗酸化作用などないことはWHOが述べています。業者の上手い商法には引っかからないようにしましょう。AFD(自閉症児者を家族に持つ医師・歯科医師の会)のHP、『自閉症のTopics』のページに私が書いた『自閉症と水銀-TBS報道特集を斬る-』の項があります。こうした類のものに関して私の言いたいことがここにほとんど書かれておりますのでご参照頂けますと幸いです。(支部メンバーリングリスト宮崎分会の矢崎さんからの情報)